



平成 26 年 8 月 5 日

各 位

会社名 能美防災株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤井 清隆
(コード：6744、東証第1部)
問合せ先 常務取締役総務部担当 荒井 一
(TEL. 03-3265-0214)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 5 日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆さまにとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単位を 100 株に統一する目標が掲げられていることを勘案し、単元株式数の引き下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 26 年 10 月 1 日 (水)

(参考) 平成 26 年 10 月 1 日 (水) をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。 <u>附 則</u> <u>第 7 条の変更は、平成 26 年 10 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>(単元株式数)</u> <u>第 7 条 当社の単元株式数は 1,000 株とする。</u> <u>なお、本附則は、第 7 条の変更の効力発生後これを削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成 26 年 10 月 1 日 (水)

以 上